

福祉文教委員会会議録

平成29年12月19日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 14:02

案 件

1. 議案第 71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第 92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
4. 議案第 93号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例
5. 議案第 94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
6. 議案第100号 財産の無償貸付け(療育関連通所施設敷)
7. 議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(原案)の市民意見募集について
2. 飯塚市教育委員会事業評価結果(平成28年度分)について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をさせていただきます。補正予算書の143ページをお願いします。

今回の補正は、決算見込みにより補正を行うもので、第1条、第1項におきまして、保険事業勘定の歳入歳出を、それぞれ7738万5千円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ144億2503万9千円に、同条第3項で介護サービス事業勘定の歳入歳出を、それぞれ119万4千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7807万7千円にしようとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして、保険事業勘定の事項別明細により、主なものについて、歳出、歳入の順でご説明をさせていただきます。

補正予算書の歳出、155ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費の2千278万円の増額につきましては、1目、一般管理費において、人件費の1763万1千円の増額及び制度改正に伴う介護保険システム改造委託料の480万6千円の増額が主なものでございます。

次に156ページをお願いいたします。同款、3項、介護認定審査会費の900万5千円の減額につきましては、1目、介護認定審査会費においては、168万8千円の減額で、審査会開催数の減、これが12回減となっております。これに伴う報酬157万7千円、費用弁償9万9千円の減額が主なものでございます。

2目、認定調査等費においては、731万7千円の減額で、職員給与費等の人件費764万8千円の減額、申請件数の減少に伴う主治医意見書等作成手数料125万8千円の減額、平成30年度の制度改正に伴う介護保険認定審査支援システム改造委託料167万9千円の追加要求による増額等が主なものでございます。

157ページをお願いいたします。下段の2款、保険給付費につきましては、1項、介護サービス等諸費から、160ページ中段の6項、その他諸費までの増減につきましては、今年度前半の給付費の実績をもとに、各給付費の決算見込みを行いまして、2款、保険給付費全体として1015万円減額補正し、給付総額を131億3061万6千円にするものでございます。

次に、161ページをお願いいたします。下段のほうに3款、地域支援事業費、2項、介護予防・生活支援サービス事業費の9776万1千円の減額につきましては、訪問型予防サービス事業4615万8千円、通所型予防サービス事業2905万8千円及び介護予防ケアマネジメント事業費2254万5千円の減額によるものでございます。

163ページをお願いいたします。4款、1項の基金積立金、1目、介護保険給付費等準備基金積立金につきましては、6440万5千円を増額し、6672万7千円とするものでございます。なお、基金につきましては、平成28年度末残高3億2330万5千円に、積立額6672万7千円を加え、平成29年度末で3億9003万2千円と見込んでおります。

次に同ページの5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金の1億1818万8千円の増額につきましては、国、県の前年度の介護給付費負担金の確定により、超過受入れ分を返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。戻りまして150ページをお願いいたします。

1款、保険料、1項、介護保険料の4065万4千円の増額につきましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料3095万9千円、現年度分普通徴収保険料682万7千円及び滞納繰越分普通徴収保険料286万8千円をそれぞれ増額することによるものでございます。これは、7月の本算定状況から所得段階別の被保険者数を見込み直したことに伴い、決算見込額がそれぞれ増額となるものでございます。

同ページの3款、国庫支出金から151、152ページにかけての4款、支払基金交付金、及び5款、県支出金は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増額及び減額補正をしております。

次に、152ページ下段から次の153ページ上段にかけましての7款、繰入金、1項、一般会計繰入金の920万8千円の減額については、歳出の保険給付費等の決算見込額に応じ、それぞれの負担割合で増減及び増額補正したものでございます。

同じく153ページの2項、基金繰入金、1目、介護保険給付費等支払準備基金繰入金につきましては、給付費の財源調整を行っておりまして、6908万8千円全額を減額補正しております。

次に同ページの8款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金の1億8785万5千円の増額は、前年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、補足説明をいたします。

169ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定につきましては、歳入、歳出ともに、全体で119万4千円の減額となっております。事項別明細により、主なものについて、歳出、歳入の順でご説明いたします。

172ページをお願いいたします。歳出の主なものとしましては、2款、事業費、1項、居宅介護支援事業費、1目、居宅介護支援事業費の職員給与費が184万9千円の減額、その他の居宅介護支援事業費が65万5千円の増額となっております。

171ページをお願いいたします。歳入の主なものとしまして、1款、サービス収入、1項、予防給付費収入、1目、介護予防サービス計画費収入が180万2千円の増額、2款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金において、事務費等繰入金307万1千円の減額となっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

1点目が156ページの、最初に言われました歳出の部分の介護認定審査会費で、157万7千円、委員報酬は減っていたり、全体で168万8千円減っていますが、この減になった理由ってというのはどういったことから、こういうふうになったんでしょうか。

○高齢介護課長

これは認定審査会を毎週2回、大体平均で開催をいたしております。この回数が、当初287回ということで見込んでおりましたが、これの回数が275回ということで、12回減になりました。それに伴いまして、委員さんが審査会として来られる方の委員会の委員の報酬が減ったということでございます。

○兼本委員

それと次に161ページ、地域支援事業費の件なんですけれども、訪問型予防サービス事業費と通所型予防サービス事業費が減額ということは、当初、計画していたよりも利用される方が少なかったといったことになるんでしょうか。

○高齢介護課長

この件につきましても件数等が減額になっております。当初、訪問型予防サービス事業につきましては、1万2266件を一応見込んでおりましたが、実績等を勘案しまして、9083件というふうに減っております。それと通所型予防サービス事業につきましては、1万852件ということで見込んでおりましたが、決算見込みとしては7236件ということで、件数が減少したことによる減額ということでございます。

○兼本委員

今、この訪問型及び通所型の予防サービス事業に関して見込みよりも、減っているという原因はどういったところにありますでしょうか。

○高齢介護課長

ちょうど新しい総合事業等を取り入れまして、まだ初年度ということでございます。見込み等について、ある程度、多めに予算を組んでおりますので、その動き等も見ながらしております。見込みよりも、ちょっとその件数が少なかった。移行途中ということもございまして見込みより、利用件数が少なかったということでございます。

○兼本委員

当初、介護関係の業者さんがこの新しい地域支援事業に関して、どういったもの、どういうふうにしたらいいのかといったような、事業者側としても不安に思われたと思うんですが、そのあたりの解消っていうのは、どうでしょうか。事業者さんのほうはもう理解されてますでしょうか。

○高齢介護課長

4月から始まりまして、新しい事業ということで始まりまして、もう、今12月ということになっておりますので、今のところ、事業としては、ご理解をいただいて進行しているということでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○奥山委員

補足というかあります。161ページの、この地域支援事業になりますが、7500万円の減ということで、主だった理由はお伺いしたけども、それ伴って事業者の数が減ったというか、もう閉店をしなくちゃいけなくなったとか、つぶれたとかというような現状はありますでしょうか。

○高齢介護課長

事業者数が減ったということはありません。登録をいただいて、その分の利用が少ないということで減ったということをごさいます。あくまで予算の中で見込みを立てておりました。どれぐらい、今年度、移行するのかと。不足というのはちょっとできませんので、ある程度多めの件数として見込んでおりましたので、その利用の件数が見込みよりも少なかった。事業者が減ったということはありません。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。補正予算書の241ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出全科目について見直しを行いまして、前期の実績と今後の所要額の見込みによりまして、執行残等の補正を行うものでございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1162万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、16億2875万1千円とし、第2条といたしまして、既定の地方債の変更を行うものです。

それでは第1条につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものをご説明いたします。

まず、歳入でございすけれども、補正予算書の245ページをお願いいたします。

まず1款、1項、1目、学校給食費につきましては、小中学校給食の食数の減等によりまして、小中学校合計で、379万6千円の減額となっております。

2款を飛ばしまして、次に、3款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、今回の減額補正に伴い、一般会計からの繰入金を3684万円減額するものでございます。

次に、4款、1項、1目の繰越金につきましては、前年度からの繰越金の額の確定により、712万3千円を増額いたしております。

次に、5款、2項、1目、雑入につきましては、右の説明の欄に記載しておりますように、本会計につきましては、消費税の確定申告を行った結果、2397万5千円が還付される見込みとなりましたので、増額補正を行うものでございます。

246ページをお願いいたします。6款、1項、1目、学校給食事業債につきましては、歳出の施設整備費の財源としているものでありますが、委託料の契約額の確定による執行残、これによりまして、200万円の減額を行うものでございます。

次に歳出でございす。247ページをお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費は、現在の人員配置に基づきまして、359万2千円を減額いたしております。減額の主な要因といたしましては、事務職員1名を、再任用職員に置き換えたこと。また、再任用職員であった調理職員1名が退職したため、臨時職員に置きかえたこ

と、職員の病休など、こういったことによりまして減額をいたしております。

2目、給食事業費は、主に給食施設の維持管理に係る経費、及び給食調理等業務委託料などでございますが、委託契約の確定に伴う執行残等により、111万1千円を減額するものでございます。

248ページをお願いいたします。下段のほうに3目、学校給食賄材料費については、歳入の学校給食費を充てるものでございまして、歳入が食数の減により減額となったことに伴い、小学校分で274万5千円、中学校分で108万6千円、合計383万1千円を減額補正いたしております。

249ページをお願いいたします。1款、2項、1目、施設整備費につきましては、若菜小学校の給食調理室の空調設備設置工事費の確定による執行残210万円を減額補正いたしております。

次に、2款、1項、2目、公債費の利子につきましては、市債の利子の見込額を精査し、98万6千円を減額補正するものです。

次に、第2条、地方債の変更でございますけれども、243ページにお戻りください。

歳入の市債のところでご説明しましたように、市債の減額に伴いまして、限度額を1億9610万円に変更するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○城丸委員

若菜小学校、自校式に金2億何ぼかかかってますけど、何ページやったですかね。これはどこの学校でもそんなにかかるものなんですかね。こういう人数とかに関係なく――。

○学校給食課長

ちょっと数字を読み間違えましたでしょうか。申しわけございません。若菜小学校の事業費につきましては、工事請負費、給食調理室の空調設備の工事でございますけども、200万円を減額いたしまして、補正後の工事経費が1991万8千円ということになっております。

○城丸委員

間違えましたね。空調の関係だけです。これも施設設備がほかにあるんですよね、いろいろね。というのが、鎮西中学校がスタートしたら八木山小の分はそこで作るんですよね、たしかね。ただその八木山小学校を今度、どうするかという問題がいろいろ今起こってますけどね。その辺で、合併特例債も延びるような話もちらっとありますんでね。ぜひ八木山小学校にもつくってほしいというのがあるんですけど、ちょっと補正から外れるかもしれませんけど、どれぐらい鎮西中学校でつくる予定ですか。八木山小の分を鎮西でどれくらいつくる予定ですかということです。

○学校給食課長

今、ご質問委員がおっしゃいますように、平成30年度におきましては、鎮西の新しく完成します自校式の設備で給食を八木山小学校の分もあわせて調理を行う予定でございますけども、現在の見込みとしては、八木山小学校分として約50食を見込んでおるところでございます。

○城丸委員

何年度までというか、どれぐらいの期間、八木山の分をつくるんですか。ずっとですか。

○学校給食課長

地元のほうへのご説明といたしましては、現状、平成30年度につきましてはそういう形になりますと。31年度以降については引き続き検討してまいりますということでご説明を差し上げております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

「議案第92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」について補足説明を行います。議案書の33ページをお願いします。

本案は、小学校統合により、蓮台寺小学校と潤野小学校を廃止し、新たに飯塚鎮西小学校を設置し、鎮西中学校を飯塚鎮西中学校とし、穂波東中学校の位置を変更するため本案を提出するものでございます。

改正内容についてですが、議案書の35ページの新旧対照表をお願いいたします。

小学校においては条例別表中、飯塚市立蓮台寺小学校、飯塚市立潤野小学校を飯塚市立飯塚鎮西小学校とし、位置を飯塚市大日寺141番地とするものです。また、中学校においては、条例別表中、飯塚市立鎮西中学校を飯塚市立飯塚鎮西中学校とし、位置を飯塚市大日寺141番地とし、飯塚市立穂波東中学校の位置を、飯塚市平恒1021番地1とするものです。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第93号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例」について、ご説明いたします。議案書36ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、飯塚市学校給食センターを廃止するため、本案を提出するものでございます。施行日は、附則において、平成30年4月1日といたしております。

補足説明をいたします。先ほどのご質問にもございましたように、学校給食センターの廃止は、小中一貫校飯塚鎮西校が、今年度中に完成し、来年4月に開校することに伴うものでございますが、これにより、自校式給食施設がない学校は、八木山小学校のみということになりますが、八木山小学校の給食は、飯塚鎮西校において調理し、配送を行う、いわゆる「親子方

式」によりまして、実施するよう計画をいたしております。

飯塚鎮西校の給食調理につきましては、今年度中に委託業者を選考する予定ですが、八木山小学校の給食調理業務と配送業務も含めた委託契約とするよう、現在、計画をしているところでございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第93号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案書の37ページをお願いいたします。

本案は提案理由のとおり、小学校統合により、蓮台寺小学校と潤野小学校を廃止し、平成30年度から飯塚鎮西小学校を設置することに伴い、蓮台寺児童センターと潤野児童センターを廃止し、新たに飯塚鎮西児童センターを設置するために本案を提出するものでございます。

38ページの新旧対照表をご覧ください。本条例別表の蓮台寺児童センター及び潤野児童センターを削り、新しく飯塚市大日寺141番地の飯塚鎮西児童センターを加えるものでございます。

簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」について補足説明をいたします。議案書の54ページをお願いいたします。

本議案につきましては、平成22年10月1日付、市有財産使用貸借契約書に基づき、潁田病院に隣接する療育関連通所施設に係る敷地に関し、用途指定の上、株式会社療育振興プロジェクトに対して、平成22年10月1日から平成30年3月31日までの期間、無償で貸し付

けを行っているところですが、平成28年2月3日に同社の代表取締役である川越浩氏から無償貸付期間の延長を願う旨の相談を受け、その後、協議してまいりましたが、平成29年9月14日付で、市有財産使用貸借延長願が提出され、協議、検討した結果、同社の収入源が当該施設からの賃借料収入のみで減価償却費と施設維持費を合わせた経費を補えない事情があることや、療育関連通所施設が嘉麻市、桂川町を含む飯塚市圏域における障がい児相談支援の機能を有し、障がい者福祉行政の施策を展開する上で大きく貢献していることなどを考慮いたしまして、申し出のとおり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、当該土地を無償で貸し付けることといたしまして、このたび地方自治法第96条、第1項、第6号の規定により議会の議決を求めるものです。貸付対象の土地は飯塚市口の原1061番6、地目は宅地、面積834.11平方メートルでございます。

なお、本日の審議に際しまして、別途A3版で、平成22年10月1日付で締結をいたしました市有財産使用貸借契約書を福祉文教委員会資料としてご提出を申し上げております。

以上簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、資料、市有財産使用貸借契約書をいただいておりますが、これのもっといいうのがあるわけでしょう。この契約を結ぶもと。要は協定からの話でしょう、この契約書っていいうのは、違うんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

市有財産の使用貸借につきましては、先ほど申しました、ご説明いたしました飯塚市口の原1061番6を無償で貸し付けることについて、その当時、市議会のほうに、この文面を委員会の中でご提出を申しまして、仮契約として提出をし、そして審議をしていただく中にご承認いただいて、最終的にはこのような市有財産使用貸借契約書というふうな形で結んだものでございます。

○委員長

聞かれているのは、この契約書を提携するもとなる部分があるでしょうと。

○社会・障がい者福祉課長

このもとなるものということにつきましては、飯塚市立穎田病院の運営上に関する仮協定書というものがございました。

○兼本委員

であるならば、今おっしゃられた資料を、委員長、資料要求できるのであれば、それから、ちょっと議事録等を読んでると覚書等もあるというふうになっていますので、その資料。それから先ほど課長がおっしゃられました、平成28年2月3日時点における、この株式会社療育振興プロジェクトさんの厳しいという決算書か何かあれば、資料を要求したいと思うんですが、委員長どうでしょうか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま要求のあった資料については提出できますか。3点ですね、当初の協定書、それとその後の覚書、それと今回の資料。

○社会・障がい者福祉課長

前段の2点につきましては、提出ができます。

それで、すみません。最後のもう1回確認なんですが、最後におっしゃった相手方からの、と言われた、28年というか、29年の9月、本年の9月14日付で延長願が出されたということでございますが、それでよろしいでしょうか。

○兼本委員

やはり、この飯塚市の土地というのは市民の財産であるわけなんですね。そういった証拠になるようなものは、やっぱり提示していただかないと本当にそうなのかどうかというの、私たちはわかりませんので、その決断された時点での分でいいかと思います。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどの補足説明で申しましたけれども、29年9月14日付で市有財産の使用貸借延長願というのが出されましたので、これを資料としてご提出申し上げるということでもよろしいでしょうか。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から資料要求がありました件については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 11:00

委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

○兼本委員

今回、無償の貸借を延期する理由というか、もう1回ちょっとすみません、答弁いただいでよろしいでしょう

○社会・障がい者福祉課長

この療育関連通所施設につきましては、相手方であります株式会社療育振興プロジェクトのほうから、今、資料でお示しをいたしておりますように、29年9月14日付で、改めて5年間の猶予、延長願という形が出ましたので、これについて福祉部内で検討、協議を行ったものでございます。本来ならば、あらかじめお示しをしておりますように市有財産使用貸借契約書、現行の契約書でございますが、これによりますと、来年の3月31日をもって、この無償貸付期間は終了となりますし、その後については、この契約書の第5条にありますように、「乙は、貸付期間終了後、土地を時価で購入しなければならない」ということでございます。私どもとしては、貸し付け終了後は土地の購入を前提として協議を進めておりました。その折に、そのさなかに、5年間の猶予をとということでございましたものですから、これについては5年間、最終的に猶予しようというふうな決定をしたものでございます。5年間の、その内容については、吟味はいたしておりません。

○兼本委員

今、資料を提出していただきました協定書、それから、なぜここが、株式会社療育振興プロジェクトさんが建物を建てて貸したのかっていうのは、平成22年9月24日の厚生委員会の会議録の中で出ております。これは私が解釈するには、この協定書に基づいて、市有財産使用貸借契約書がつくられまして、その中で契約されたということだと思っんですね。今、協定書なんですけれども、協定書の中で、第5条の移譲条件というのがあります。その中の4項、「委譲に当たり、甲に対しいかなる財政的支援も求めないこと」という項目があります。それから、使用貸借契約書の中に、第5条で先ほど課長言われましたように、時価で購入しなければならないという項目はあるんですけども、その後、5年延長できるというような旨のものは全くこの協定書にも契約書にないわけなんです。今回、5年延長するという議案が出ていますけれども、私は、この5年の根拠がわからないんですね。契約の中で土地の賃貸借というのは行っていくわけですよ。その大前提が協定書なわけですよ。この中を読まれた中で、そういった5年延長できますよという旨のものがないわけなんです。根拠はどこなのかっていうのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

委員ご指摘のとおり、これに関する条項等は過去の契約書あるいは覚書、協定書の中にはございません。したがって、これに対する根拠規定はありませんが、相手方である療育振興プロジェクトのほうから、再三の延長願が出され、その中で、5年間猶予してくださいというようなことでもございましたので、これについては、契約書類等以外のところで判断をしたものでございます。

○委員長

今、再三の延長願とお話ございましたけれど、今お一つしか出されていませんが、再三ってどうか、ほかにもあるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

再三といいますか、先ほど冒頭の補足説明で申しましたとおり、一番初めに、平成28年2月3日に、これは口頭でございましたけれども、そういった延長願と、期間の延長を願う旨の相談があったということでございますので、そういったもので、非常に会社として厳しいというようなお話をいただいたということを、今、再三という表現にしたものでございます。したがって書類等はございません。

○兼本委員

それでは、療育振興プロジェクトさんの損益計算書等提出いただいたんですけど、これ2011年度から17年度まで事業の内容で変わったこととか、そういったものはあるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

BSつまり貸借対照表ですね。だから、PL、損益計算書になりますけれども、この内容は、平成22年当時、施設が建設されて、それにかかる費用との毎年の減価償却等の関係と、それから協定書に基づきます家賃収入のみでございます。変わるものはございません。

○兼本委員

この療育振興プロジェクトさんの毎年の決算書というのは、市のほうに提出というのは毎年あっていたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

特別に毎年の提出があったものではございません。

○兼本委員

ただし、事業内容の変更がなかった。そういうのは御存じだったということですよ。

○社会・障がい者福祉課長

当初、平成22年10月1日に市有財産の使用貸借契約書を締結して以降、変更の届け出等もございませんでしたし、申し出等もございませんでしたので、私どもとしてはなかったというふうに理解しておったところでございます。

○兼本委員

これは変わりなしで、ある程度これだけの毎回赤字が出ているということであれば、私は、平成28年に相談に来られてというお話がありましたが、もともと想定内のことじゃないのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

ご指摘のとおりだと私も考えております。

○兼本委員

そうすると延長するという根拠ってというのはどういったところから出てくるんですか。法律上、契約した内容からいくと延長できるような内訳ないですし、それから、ここがずっと赤字だったということも想定できるということになると何かしらがあつたのかなとかいうような、変な思いも出てくるわけですよ、透明性が全然ないと思うんですよ。いろんな疑問なり、

不信感なりが出てきて、もうちょっとはつきり、例えば協定書の内容を変更するであるとか、延長する前に事前にやらなくちゃいけないことがあるんじゃないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

株式会社療育振興プロジェクトにつきましては、当時、飯塚圏域で懸案でございました療育関連通所施設の設置において穎田病院に隣接する市有土地を借り受け、当該施設の建設とその後の施設の維持というものを主な事業として設立した法人でございます。その収入源は、当該施設からの賃借料収入のみで、減価償却費と施設の維持費を合わせた経費を今日においては補えない。現状では土地を購入すると赤字で今後の事業継続が困難になるということでございましたので、これにつきまして、一方では療育関連通所施設ということにおいては、現在、発達障がい児の支援を専門としておって、相談支援事業とか障がい児の通所支援事業などに取り組む中で、嘉麻市、桂川町を含む飯塚圏域における障がい者福祉行政の一端を担って、それから障がい児支援の強化に貢献してきたということから、今後も引き続き、病院医療との連携も含めた事業を展開していくことの必要性を考慮して、やむを得ず土地使用貸借の猶予、延長を判断したものでございます。

○兼本委員

何度も繰り返しになるんですけど、それは法律行為として、私はちょっと認められないんじゃないかと思うんですね。というのはもう1件、移譲するときの条件に、9項で本件建物の建てかえ時っていうのは穎田病院の建てかえ時と思うんですけども、医療関連通所施設を併設することということになってるんですね。今の経営困難でできないということは、協定違反になるんじゃないんですか。これはここまでやらなくちゃいけないということで移譲をしているわけでしょう。それでたまたま、穎田病院に、この事業に関して、ほかのところに委託して任せて、なおかつ穎田病院が、医療法人が建物を貸すということは、不動産業に当たるから、それは認可庁から指導があった。だからここが入ってきたということなわけでしょう。ですよ。ということは医療関連通所施設というのは併用しておかなくちゃいけないということになりませんか。じゃないと移譲ができないということになるんじゃないでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

議員ご指摘のとおり、飯塚市立穎田病院の運営の移譲に関する仮協定書の第5条の9項、「本件建物の建て替え時には、療育関連通所施設を併設する」と。まさに、この当時は病院内にこういったものを置くというふうなことで、当初は考えておったようでございます。しかしながら、その後、今ご指摘がございましたとおり、病院の中には併設ができないということで、その後、方向変換を図ったものでございます。

○兼本委員

ということは、やはり協定書を変更しなくちゃいけないんじゃないですか。それと、何回も、私読み返したんですよ。この市有財産使用貸借契約書。読み返したんですけど、今回の議案の無償貸し付けというものがこの契約書、協定書から出てこないんですね。出てこないんです。なぜそれができるかの根拠を教えてくださいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

根拠については、ありません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

○城丸委員

兼本委員の質問の中で、この決算書のことについて、ちょっと確認したいことがあって、この療育振興プロジェクトの言い分によりますと、家賃収入だけということになっています。ただこの覚書の中には、県委託事業もやっていますよね。県委託事業もやってるし、飯塚市とか嘉麻市とか、桂川町に対して委託事業もやっていますよね。この事業費の収入というのはどこにいくんですか。

○社会・障がい者福祉課長

この覚書の中にあります、覚書の締結先でもございますけれども、特定非営利活動法人ピース、これは障がい児、障がいの生活相談支援やさまざまな福祉サービスを提供している事業体でございますけれども、NPOでございますけれども、こちらが行っておる事業ということでございます。ですから療育振興プロジェクトは、いわゆるその施設を設置して、その施設、設備を、このNPOピースに貸し出しておるということでございまして、今委員がおっしゃっておられます各種事業については、あくまでもピースの事業、そして事業収入ということに当たります。

○城丸委員

この3者でやっていますよね。一緒って考えていいんじゃないですか。ピースも、療育振興プロジェクトも、博愛会も一緒に考えてはいけないんですか。別個ですか。

○社会・障がい者福祉課長

この経緯として先ほど来、経過の中で、もうご説明がございましたけれども、医療法人博愛会が、颯田病院の経営を行うこととなったことについては、その後、本市におきまして、療育関連通所施設設置、運営を、この博愛会に対して、当初は行っておったわけでございます。ところが、制度上の制約もございまして、結果として、病院敷地とは区分して、療育関連通所施設の敷地として別途設定をし、株式会社療育振興プロジェクトが建物を設置し、維持管理に当たることになったわけでございます。その中で、NPO法人ピースというものが実際の事業運営を行うということでございましたので、そこは、療育関連通所施設併設に関する覚書の中で、それぞれの立場を明らかにし、覚書の締結に至ったものでございます。

○城丸委員

そしたら、ピースから家賃収入をもらっているということなんでしょう。そうですね。そしたら、うがった見方というか、何かそういうのをすれば、それしかもらっていないような決算書をつくって、苦しいんですよと言ってるようにも見えますよ。同じだろうと思うんですよね。ただ、その辺がもうちょっと療育振興プロジェクトに委託費等を取れば済むことではないかと思えます。3者一緒じゃないかという疑いがものすごく強いんですよね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:20

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

繰り返しになるかもしれませんが、医療法人博愛会が、療育施設を設置して療育関連事業の運営主体に賃貸することは、医療法上、不動産業と見なされ実施ができないと、当時の福岡県医療指導課からの指摘がございました。医療法人博愛会は療育関連通所施設の運営主体に賃貸することにより、当初締結した協定書に定める、療育関連通所施設の併設という責務を果たしたいという申し出が当時ございまして、代わって株式会社療育振興プロジェクトがこの施設を建設し、特定非営利活動法人ピースに現在、賃貸をしておるという状況、経過でございます。そのとおりでございます。

○城丸委員

じゃあ、その時点で、この覚書も変えないといけなかったんですね。

○社会・障がい者福祉課長

もう一度、整理して申しますと、平成19年11月27日に締結、仮協定書という形での文面をきょうはご提出いたしておりますけど、この中では、おっしゃるとおり博愛会という病院がそれを設置するという形になっておりましたけども、その後、不都合が出ましたものですから、平成22年9月1日付のこの覚書、ご提出申し上げております2つ目の覚書の中で、冒頭ありますように、潁田病院の運営の移譲に関する協定書第5条、第9号に基づき潁田病院の建てかえに伴って、併設することとなっている療育関連通所施設について、改めて覚書を締結するという事になった次第でございます。

○兼本委員

それでは、この覚書なんですけども、3条の2項で、月額20万円が賃貸料と。これは、飯塚市もこの覚書の中には、この金額わかってて、署名されて印鑑を押してありますから、これでいけるよってということで20万円にされてるわけですよ。これで5年、平成30年に買い取ってもらえると、時価で買い取ってもらえるという頭で、この20万円というのは決められたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

その当時の試算をいかにして行ったかは、現状でわかりませんが、あくまでも、この覚書を締結する場合には、この4者が合意をして、締結に至ったということでございまして、そのときは月額20万円、消費税は別途でございますけれども、これでよしとしたわけでございます。

○兼本委員

では今後、5年間延長するわけでしょう。5年後はどうなるんですか。そこはどのようにお考えなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

このたびの議案で財産の無償貸し付けにつきまして、都合5年間の猶予、延長をお願いをいたしておりますけれども、相手方からも、この29年9月14日付の延長願がございますように、5年間、猶予をしてくださいということでございますので、当然、飯塚市としては、市有財産使用貸借契約というふうなものが前提となります、貸付期間終了後の土地の購入、これが前提でございますので、5年後にはこの土地を購入していただくということを考えております。

○兼本委員

そうすると、この5年間でこの会社は、事業を変更してプラスになるようにされるんですかね。このままだったら、5年後も同じじゃないんですか、そういうふうに予想できませんか。そのあたりはどのような、また5年後同じように延長されるんですか。ちょっとそのあたり私、なんで5年延長なのか。どういう試算をされてそうされたのかっていうのがちょっとよくわからないんですけれども、そのあたり、もし、ご説明いただけるのであればお示ししたいと思っております。

○社会・障がい者福祉課長

議員ご指摘のとおり、見込みのとおり、この貸借対照表あるいは損益計算書を確認する中では、私どもも同様の考え方でございます。5年間猶予したからといって、この財政が改善するというふうに見込まれるとは思っておりません。しかしながら、そもそもこの現契約では、来年、平成30年3月31日をもって、期間を終了するとしておったものを、さらに5年間というふうなことでの延長願でございますので、詳細につきましては企業のほうで努力していただけるというように理解をしまして、今回、議案として上程させていただいた限りでございます。

○兼本委員

期待じゃなくて、では5年後どういうふうになるのかっていう事業計画を提出すべきじゃないんですか。そこちょっと甘くないですか。市民の財産なんですよ。確かに通所療育施設つ

ていうのは必要だと思うんですね。そういったことで、もっとちょっとよく考えられて、協定の内容変更であるとか、根拠なしで、先ほどの答弁であれば議案を提出されたということになります。そうじゃなくて、やはり事前に何かしらの変更等が必要じゃないのかなど。そこから初めて延長というものが出てくるのではないかと私は思うんですけど、どうでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

ご指摘のとおり、しかるべき根拠を示して、協議の集約を行った後に上程すべきではないかということですが、そのとおりでございます。しかしながら、私どもとしては、相手方のそういった延長願、5年を限りとして、猶予してくださいというようなお話でございましたものですから、現行の療育関連通所施設が地域に及ぼす影響等も勘案しまして、このような次第になったわけでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○森山委員

先ほどから、答弁が厳しい形だろうと思いますけど、やっぱりこの5年間の延長ですけどね、どこでもそうです。当り前の話ですよ。これ、要するに5年後にはこういう形で、少しでも頑張って営業努力いたしますよという形が一つと、ここ2市1町の中で、彼が聞いてくれたんですけど、どれだけの援助、補助金が出てるのがピーサスが持っていつてるとのことなんですけど、そこんところ改革も一つやっぱり、行政としてこういう建物であるならば、もうちょっと考えが一つ。それとやはり、この会社が、もうちょっと非常に大変甘えがあると思う。いろいろ颯田病院の問題で、昨日はちょっと川上さんがここ別々にやって、本当は一緒に、これ颯田病院と一緒に形で話すとまだもうちょっとおもしろく、非常に皆さんおわかりになるんだろうと思いますけど、この颯田病院を改修するには非常にいろいろ問題がありました。ここに、古本議員が来てあるけど、我々の時代しか知らないところがいっぱいあって、結局、いろいろと寄附金とか、援助金とか、僕が言う前にも皆さん御存じだろうし、それを蒸し返して言うわけじゃないんですけども、それはそれなりの颯田地区のときの行政っていうのはすばらしく悪くて、いいかげんなものがあって、1年間、颯田病院を5千万円の穴を空けたときでも、1年間質疑もしなくて、まず体制を整えて、それからこの病院経営をどうしましょう。それから今の博愛会が買っていただくまでに億というお金をかけて医療器具も買ってあげました。そこまですなきゃいけないのかということもいろいろあるんで、今回の問題についても、トップ、上のほうは麻生のグループなんです。だからそのところまで僕は言いたくないんだけど、そのところは経営だったら、お互いにその問題については話ができろし、将来的に問題的には、さっき言った5年もう一辺延長してもいいと思う。しかし延長してもいいけども、3年とか2年の間にこういう形でいきますんで、どうか一つお願いしますというような形にしないと、これは一般的にお考えになっても、普通これは通らなばい。はっきり言うけど。そのところをもうちょっと委員長に取り計らっていただいて、どういう形であるかを考えないといけないし、皆さんもそのところ、住民の財産ですから。簡単にいいよというものについては、なかなか難しい部分もあろうし、颯田の博愛会についても協力はしていただきました。しかし、それなりに市としてだいたい投資はしてるんですよ。ものすごく。その分、投資した分だけ、トップの方で、形はどうあるべきかをいろいろ策があらうと思うので、そこんところもお考えいただいて、この問題について、まず、この会社に対して将来性どういう形でいきたいっちゃうものを出していただけないとなかなかこの条例については賛成はなかなか難しいんじゃないでしょうか。

○永末委員

今、いろいろ質問のほうがあっているんですけど、今要求されました覚書の中の1条の3項のほうに、読みますと「療育施設に係る土地は、協定書第5条第2号の取り扱いに準じ、乙が病院に係る土地を購入する際に、同一の単価で、丙が、甲から購入する」というふうな書き方なっているんですけど、昨日同僚議員のほうからも、本会議場でさまざまな質問等があがってま

したけど、価格の部分というのは、はっきりしたこと、そのときは、昨日は、お聞きできなかったんですが、同一の単価だと、この覚書であるので、これは議案第102号のほうで実際に金額で上がっているの、そこから引き直して計算した金額ということで、把握していいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

昨日の本会議の中でも、川上議員のご質問にお答えをいたしておりましたが、当初は、いわゆるその時価というものを鑑定評価というふうに捉えまして、検討は内部でいたしております。しかしながら、議案第102号に関する土地の詳細につきましては、私どもとはまた別になるものですから、その後の作業については別途で行っておるところでございます。当初は、こういった覚書の中にもございますものですから、それに従って、検討はしておりました。

○永末委員

すみません、確認ですけど、覚書上では同一の単価でということですが、それは、当時はそういった形で決めていましたけど、実際はそうではない価格で検討していたというふうな答弁という理解でいいですか。

○社会・障がい者福祉課長

いいえ、相互に情報共有しながら、検討しておりました。

○永末委員

その部分をお聞きするのも、昨日もあってましたけど、本来的には、この購入というふうなところなんですけど、それが企業の事情で、財政的な事業で購入できないというところを理由にされているわけですけど、となりますとその金額が、どのぐらいなのかっていうところ、極端な話、いくらその経営状態が悪くても、極端な例ですけど10万円でいいですよって話でしたら、それは経営状況関係ないかと思うんですよね。そういったところでその金額っていうのは実際どの程度を主として考えていたっていうのはちょっと少しお示しいただきたいなと思うんですけど。

○社会・障がい者福祉課長

昨日の議会の中でも、ご説明をいたしましたけれども、金額については確定的な数値ではありませんものですから、金額の多寡をここでご報告申し上げるということにはなりませんので、できかねますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。検討はきちんといたしておりました。

○永末委員

別の資料で、先ほどの資料要求のあっている分で、療育振興プロジェクトのほうの損益計算と貸借対照が出てるんですけど、先ほどの同僚議員の質問のほうからも、こういった資料等々を見ながら、いろんな推測も入ってたように聞こえたんですよね。恐らくちょっと難しいんだろうっていうふうな形での答弁もあってたかなと思うんですけど。例えば、当然この資料は、こちらのほうのプロジェクトのほうに要望書ですかね、延長願を出してきたときに、この資料のほうも添付されてきたということで、この資料ももとに、その延長願のほうの判断に至ったということですよ。要はこの資料をしっかりと精査しているということですよ。

○社会・障がい者福祉課長

この市有財産の使用貸借延長願が提出されます折に、今お示しをしております参考資料以下書類も添付されておりましたので、これも含めて検討いたしたところでございます。

○永末委員

参考資料のほうも聞かせていただくんですけど、損益、単年度収支に関しては、見込みのとおりに大きな赤字ということで出てるんですけど、その一方で、そのBS上の現預金っていうのは、積み上がっているんですよね。そのあたりは、どういうふうに理解されていますか。ここに関しては。

○社会・障がい者福祉課長

今、委員ご指摘の部分については2010年から17年度のBS推移というタイトルの後、下のほうに5ページというふうにページが打っておりますが、ここで言うところの勘定科目、現金預金のことでしょうか。これについては、俗に言う家賃収入、賃貸収入があったものについて現金預金というふうな形の記載というふうに捉えております。

○永末委員

家賃収入は損益ですよ。損益のほうの売り上げですよ。それに対する、これBSなので、要は年度末の一時点での状況ですよ。資産状況ですよ。資産と負債の状況かと思うんですけど、私が申し上げてるのは、単年度の収支は大きな赤字なのに、BS上の預貯金が積み上がっているということに対して先ほど資料等を精査されたと言われたから、そういった部分、例えばこの交渉の過程で突っ込んだりされなかったのかなっていうところをお聞きしたいんです。

○社会・障がい者福祉課長

当然、貸借対照表、損益計算書の詳細につきましては、相手方から説明を受けておりますし、不明なところについては事情も聴取いたしております。先ほどから申しておりますように現金預金の多寡につきましては、毎年度の実績ということで、これはもう家賃収入以外にはございませんものですから、そういうふうな説明を受けております。

○永末委員

先ほどからですね、同僚委員のほうからもあってますけど、5年間延長というところで、5年の根拠は何なのかっていうところは、もっとはっきりさせていただかなくちゃいけないと思うんですよ。その分の根拠に関してちょっとお聞きしている中では、これというところはちょっと正直いただけないんですけど、例えば私のほうで推測してたのは、この売り上げの計上の収支はマイナスですけど、資産として積み上がっているっていうのは、これPL上で、売上原価のほうで減価償却として上がってますね、費用が。なので実際、経費としての支出っていうのは実際その現預金で出ていってないので、これは積み上がっているという状況かなと思うんですよ。恐らくですね。そうなったら積み上がっているんで、5年後に、もしその1千万円という数字が見えるのであれば、ここの金額で購入するっていうふうな考えが、もしかしたらあるのかなっていうところを逆に私は推測しながらちょっと聞いてるんですけど、そういうところの話はないんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

そういったことではなく、この貸借対照表、それから損益計算書について非常に厳しい状況であるというふうな説明のみでございました。

○永末委員

となると、なぜ上程されたのかなっていうふうに思ってしまうわけですよ。すみません、もう長くなってますので、最後にしますけど、例えば、今回これ出された根拠として、5年間の延長っていうところで再三の相手方からのお願いがあったからっていうところが一つの大きな、今回のこの議案の根拠なんですけど、裏を返したら逆に、例えば別の会社さんが、同じように経営が苦しいからというところで、再三の要請とか出てきたときには、どうされるんですか。同じように、再三の要請があったからっていうところで、同じようにこれは無償を継続するとか、例えば企業に関しても、固定資産税の減免とかされていますよね。何年間とかに限って。苦しいからといって、その固定資産の減免を継続させますというふうな根拠付けにもなってくるかと思うんですけど、そのあたりは市としてどういうふうに構成されて、上程されているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

今回の件につきましては、先ほど来申し上げておりますように、療育関連通所施設というふうなことで、大きく地域に貢献する福祉サービスの事業を展開している現状でありますので、

これを今後も引き続き、颯田病院あたりの医療とも連携を含めた事業を展開していくことの必要性といったものを、大きく考慮しまして、やむを得ず土地使用貸借の猶予延長を判断したものでございます。

○奥山委員

長々となりましたけども、ちょっとお伺いします。まず、いろんな質問も出てますのでかぶるかもしれませんが、当初の契約書が10年間ですということで了解いただいて、さらに、5年延長と。これも、ことしの話ではなくて、平成28年からずっと相手さんと交渉といいますか、30年にはこういう時期が来ますよという話をされて、出されたのが今回、この参考資料と延長のお願いということで、ずっと今課長がずっと一人でお話されていますけども、この延長のお願いについては、市長、副市長も決裁の印鑑を押さされていております。こういうことだから、延長OKという判断をどこかでされたと思います。それが3年が妥当なのか5年が妥当なのか、当然、税に詳しい永末さんも質問しましたが、こういう事業をされるなら、5年後には大丈夫でしょうと、3年後にはどこでしょうという話は、当然部下である課長のほうにも、当時、部長もおられましたけど、部長にも確認されたと思います。どこで、これでいこうという判断をされたのか、副市長、市長、もしございましたらお願いしたいと思っております。

○市長

今のご指摘のとおり、平成28年度から口頭での要望があり、結論が出ないままにということとずっと進んでおりました。担当課のほうからもこういう問題が懸案事項であるということと、相談を受けましたのが、たしか本年の6月ごろでございました。まず、最初に懸案事項として私が聞いたのは、3月の就任してすぐの、市役所の中における課題としての、幾つもの案件の中の一つとして伺っておりました。それをいよいよ本年度末には、はっきりさせる必要があるということで、担当部署と、先ほど言ったような、6月ごろだったと思います。協議をしました。そんな中で、向こうの言い分についても、きのうも答弁、私がしましたが、ちょうど違う立場で、この療育関連通所施設の開設について部局ともども、教育委員会も一生懸命、設置についてお願いをしてきて、ということを経験しておりましたので、先ほどの療育振興プロジェクトの状況を見たときに、それでも、この地域のために継続してほしいということで、相手のお願いをあえて聞こう。そうしてでも続けていただく道を選択しようと思っておりました。きょう、先ほど幾つもお質問がありました。本当に5年してちゃんと約束守ってもらえるのかというご指摘のとおりだと思いますので、今後、療育振興プロジェクト、そして特定非営利活動法人ピーサスと本市との間で、これが本当に5年後に購入していただける環境設定にするために、市としてどうすればいいのか。もう一つ、この療育施設の充実が喫緊の課題でございまして、内容の充実と円滑な運営、そのためにどうすればいいのかを協議し、方向性を出していく努力をしていきたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:50

再 開 13:09

委員会を再開いたします。

「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」については、審査を一旦保留し、後に審査いたしたいと思っております。

次に、「議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について

ご説明をいたします。追加議案書の13ページをお願いいたします。

本案は、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、提出するものであります。

提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考に、飯塚市教育職員の給与を改定するものであります。

提案内容といたしましては、第1条では、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の別表の給料月額を全号給で増額改正いたします。

第2条では、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の第10条、第2項、第3号中の4250円を5100円に、同項第4号中の3000円を3600円にと、特殊勤務手当の額を増額改正いたします。

第3条では、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の第7条、第2項中の地域手当の支給率について、100分の4.25を100分の4.6に改めます。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行日につきましては、公布の日から施行いたします。第2条の規定は平成30年1月1日から、第3条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。また、第1条の規定による改正後の飯塚市教育職員の給与等に関する条例の規定は平成29年4月1日から適用いたします。

なお、資料といたしまして、新旧対照表を議案書17ページから19ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第118号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）の市民意見募集について」報告を求めます。

○高齢介護課長

「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）の市民意見募集について」ご報告、ご説明させていただきます。

資料の「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）」をお願いいたします。ページが73ページございますので、ちょっと説明が長くなりますが、ご容赦願います。よろしくお願いたします。

まず表紙をめくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。

事業計画の構成でございますが、「第1部 総論」と「第2部 各論」の2部構成となっております。記載のとおり、「第1部 総論」は3章建て、「第2部 各論」は6章建てとな

っております。

主な内容について、ご説明いたします。まず、1ページから6ページが、総論、第1章、計画の概要となります。

1ページの白丸の3番目、4番目及び、2ページから3ページ目に記載のとおり、今回の第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、第6期計画で構築してきた地域包括ケアシステムを更に深化、推進して、その確立を図っていくとともに、介護保険制度の持続可能性の確保を図るということを大きな目的としております。

4ページをお願いいたします。本計画の法的な位置づけでございますが、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。

6ページをお願いいたします。4の(1)に記載のとおり、本計画の策定に当たりましては、諮問機関であります、飯塚市高齢社会対策推進協議会及びその専門部会において専門的な議論により慎重に協議検討を行い、(2)の①に記載の、高齢者実態調査、本年の4月から6月に実施しておりますが、の結果を踏まえた上で、本案の原案を作成しております。

次に、7ページから17ページが、総論、第2章、高齢者等の現状となります。

今回の計画は、団塊の世代が後期高齢者となります2025年を見据えた中長期的な見通しの計画策定を行うことが示されておりますことから、7ページの、人口の推移と将来推計を初め、8ページに、高齢化の推移、10ページに、高齢者のいる世帯状況、11ページに、要介護等認定者数の状況について図示しまして、12ページからは、本年4月から6月に実施しました、高齢者実態調査の概要について、調査項目を数点、ポイント的に抽出しまして、表やグラフによりその結果をお示しをしております。17ページの(4)、①今後の介護希望については、在宅での介護希望が約6割となっております。

続きまして、18から22ページは、総論、第3章、計画の基本的な考え方をお示ししております。

21ページに、計画の体系を記載しておりますが、計画の基本理念と6つの基本目標及び関連施策等の項目につきましては、基本的には、第6期、計画の項目と同様の内容となっております。

次に、第2部、各論のご説明をいたします。

現計画の進行管理と、制度改正の内容を踏まえた今後の具体的な取り組みについてお示しするものでございます。

まず、23ページから25ページは、各論の第1章、健康づくりの推進となります。

23ページの1、生活習慣病予防・健康づくり活動の推進では、各種健診の充実、運動教室等の健康づくりの推進、健全な食習慣の推進に努めることとしております。また、24ページの2、効果的な介護予防の充実では、一般介護予防事業の充実として、フレイル予防事業や自宅で簡単に行うことができるような介護予防の構築に努めることとしております。

26ページから30ページは、各論、第2章、安心・安全な暮らしを支えるサービスの推進となります。

27ページでは、(2)総合的な保健福祉相談としまして、地域包括支援センターが総合的な相談窓口として市民のニーズに応じた適切なサービス提供を行っていくとともに、飯塚医師会に委託しております、飯塚市地域包括ケア推進センターにおいて、医療機関や介護関係者等からの専門的な総合相談業務に対応していくこととしております。

28、29ページでは、2、安心・安全な生活環境づくりの推進としまして、高齢者の交通安全対策や移動手段の確保、災害時の高齢者の見守り体制づくり、高齢者に配慮した住まいの整備等について、各種取り組みを実施していくこととしております。また、30ページでは、3としまして、高齢者の人権擁護の推進として、成年後見制度の利用促進に取り組んでいくこ

ととしております。

31から32ページは、各論、第3章、生きがい活動と社会参加の促進としまして、老人クラブや地域福祉ネットワークとの連携により、高齢者の外出促進や老人クラブの育成に努めるとともに、社会福祉協議会やシルバー人材センターとの連携により、高齢者の活躍場面の開発、拡大等、高齢者が活躍できる環境づくりに努めてまいります。

33から40ページが、各論、第4章、人と人とのつながりのある地域づくりの推進となります。

33ページに記載のとおり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域において日常的に見守りが行われることが大切であり、多様な主体による見守り活動の更なる体制の強化を図ってまいりますこととしております。

35ページ、3、医療と介護の連携の推進については、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療、介護の連携を推進するための体制整備を図ることが求められております。医師会へ委託しております飯塚市地域包括ケア推進センターを核として、飯塚市、嘉麻市、桂川町の広域連携により、在宅医療、介護連携の更なる強化を図るとともに、医療と介護に関わる多職種のネットワーク構築、強化を図ることとしております。

38から39ページでは、介護予防・生活支援サービス事業、及びその他福祉サービス事業の概要を表に示し、多様な生活支援の充実に努めていくこととしております。また、40ページの(3)、生活支援サービスの体制整備につきましては、市全域でございます第1層、及び日常生活圏域であります第2層に、協議体、コーディネーターを設置し、各圏域に実情に応じた生活支援の体制整備を推進してまいりますこととしております。

41から44ページは、各論の第5章、認知症施策の推進となります。

高齢化の進行とともに、認知症の人も増加しており、国は、新オレンジプランを策定して、認知症に係る総合的な取り組みを進める中で、本市においても、今後とも認知症サポーター養成、認知症ケアパスの作成、更新、認知症予防教室等の開催、県指定認知症医療センターとの連携強化、認知症初期集中支援チーム等の取り組み、認知症カフェ設置事業及び認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業等、認知症施策全般の推進に取り組んでいくこととしております。

45ページから73ページは、各論の第6章、介護保険事業の推進ということで、この部分が、介護保険事業計画となります。

なお、45ページ以降、介護保険事業に係る各種推計値、認定者数、事業量、給付費、保険料の表が出てまいります。空白であったり、数値が入っている部分もございますが、本資料の表紙の題目の上の四角で囲んでおところに記載しておりますとおり、数値については現時点の暫定値となっております。今後、国から介護報酬の改定や算定に必要な諸係数等の提示があるため変動がございますので、ご了承願いたいと思います。

45から46ページにかけては、1、被保険者数・要介護認定者数の推計、47ページから56ページまでは、2、介護サービスごとの量、利用者の見込みと確保の方策について掲載しております。

47ページ、(1)施設・居住系サービスの基盤整備については、介護老人福祉施設50床の整備を予定しており、また、49ページ、(2)地域密着型サービスの基盤整備につきましては、看護小規模多機能型居宅介護施設について3事業所の整備を予定しております。

57ページからは、3、地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組みとして、(1)地域包括支援センターの機能強化のために、その拠点となる地域包括支援センターを日常生活圏域、12圏域ごとに1カ所ずつ設置を進めて行く予定としております。

また、59ページの(2)地域ケア会議の充実に、本市では、中段以降に記載してお

ります飯塚市の地域ケア会議構想のとおり、各種問題、課題を議論する会議体を重層的に開催し、各会議体、協議体から見えてくる問題、課題の解決に向けて、市の施策として取り組む必要がある場合には、上段の地域包括ケアシステム推進会議にフィードバックし、政策形成を図っていくなど、双方向性を持たせながら、地域ケア会議の深化、推進を図ることとしております。それによりまして、自助、互助、共助、公助が一体となった地域包括ケアシステムの構築を進めていきたいと考えております。

63ページからは、4、給付費の算定と介護保険料の設定になります。介護保険料の算定に当たっては、見える化システムを活用し、給付費の見込みや推移の入力により保険料を算定する作業を進めておりますが、国から介護報酬の改定などの指針がまだ正式には示されていないことから、保険料の確定はできておりません。確定は年明け以降の予定となっております。

67ページからは、5、介護保険事業の円滑な運営のための取り組みになります。最終73ページまで、大きく4項目に分けて、(1)介護保険制度に関する情報提供、相談、苦情対応、(2)介護サービス等の質の確保と人材育成、(3)給付の適正化、(4)費用負担の公平化等、その他の取り組みとなっております。今後も引き続き、介護保険事業を円滑に運営していくために各種取り組みを進めてまいりたいと考えております。

計画原案の概要説明につきましては、以上となります。これまでの経過としましては、本年4月から6月にかけて、高齢者実態調査を実施し、その結果を踏まえ、市の諮問機関である高齢社会対策推進協議会及びその下部組織の専門委員会において、本計画の内容等について協議、審議していただきました。11月29日の高齢社会対策推進協議会において、原案の承認をいただいております。

市民の方への意見募集につきましては、配布しております、もう1点の資料をお願いしたいと思っております。本計画原案について、よりよい計画とするために、市民の皆様に本計画原案を公表し、市民意見募集を行っているところでございます。

公表期間については、12月6日から年明け1月5日までとしておりまして、閲覧場所としましては、市ホームページ、本庁高齢介護課、各支所市民窓口課、中央公民館、各地区公民館としており、資料の次ページに閲覧場所の一覧表を記載しております。

市民の方からご提出いただいた意見につきましては、2月上旬に市の回答、考え方を添え、閲覧場所において公表することとしております。

今後のスケジュールとしましては、市民意見募集を行いました後、2月上旬に高齢社会対策推進協議会から答申を受け、3月に介護保険料等の条例改正案の上程及び本委員会にて計画策定の報告を行う予定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市教育委員会事業評価結果(平成28年度分)について」報告を求めます。

○教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果(平成28年度分)について」ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成28年度に実施した事業の管理及び執行状況について、点検、評価を行いましたので、その結果を報告するものでございます。

資料の「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

「I はじめに」において、本報告書を作成する目的等を法の規定を抜粋して記載しており、

「Ⅱ 飯塚市教育委員会について」では、飯塚市教育委員会の組織、構成などを掲載しております。2ページから4ページにかけては、教育委員会会議の開催状況や研修会、学校訪問などへの参加状況等、主な活動状況を記載しております。

5ページ「Ⅳ 平成28年度事務事業評価」の1、点検・評価については、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を点検、評価の対象とし、各事業の達成状況について、教育大学の2名の先生から、A、達成している、B、概ね達成している、C、課題がある、D、事業見直しが必要、の4ランクで評価をいただくことを記載しております。

また、この外部評価に際しまして、評価者と各担当部署との間で、事業ごとにヒアリングを実施しまして、事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で、評価者の合議のもとに評価いただいております。

2、全体評価結果については、ここでは学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象とし、それに対する集計結果を記載いたしております。

その結果、Aの達成が7事業、Bの概ね達成が3事業、Cの課題がある、Dの事業見直しが0という結果となっております。

6ページ、7ページには、事業全体を通して、それぞれの評価者から講評をいただいております。

いずれの先生からも全体的に、適切に実施されているとの評価をいただいておりますが、それぞれの事業に対し、専門的なご意見もいただいております。

主なものとして、学校教育分野での「徹底反復学習の実施」については、目標値をさらに具体的にすることが求められること。「教育研究所事業（研究員制度、研修会実施等）の推進」に関しては、研修会や授業研究での実践的研究により教員のスキル向上と協働体制を推進し、教育の充実振興に努めてもらいたいこと。

社会教育分野では、「乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の推進」では、現在は情報技術の活用により読書離れが進む傾向であることから、今後、図書館の情報提供能力を向上させるため、専門的な知識や情報を有する関係機関、団体に働きかけ、双方にメリットのある協力、連携した事業展開を期待するとのご意見等をいただいております。

8ページから10ページまでは、学校教育分野の5事業を、11ページから13ページまでが社会教育分野の5事業について、それぞれの評価結果を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

次に、14ページから28ページにかけては、各所管課において作成しました点検及び評価シート10事業分を添付しております。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取り組み状況や成果、今後の方向性等を所管課において自己点検、評価し、このシートにより外部評価いただいたものです。

最後に、29ページから32ページにかけては、平成28年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

9ページの学力の向上の意見のところ、「徹底反復学習の実施」の事業なんですけれども、途中、中段から下のほうなんです、「児童生徒の学力においては、昨年度よりも向上しているものの全国学力学習状況調査では、まだ成果が十分とはいえないところもあり、各学校での検査・改善が求められる」というふうにご意見が出ております。これ、こういったことになるか具体的なことを教えてください。

○学校教育課長

全国学力状況調査におきましては、本年度の結果をもとにご説明させていただきますと、小学校におきましては、国語、基礎基本をはかるA問題、それから応用、活用力をはかるB問題、同じく、算数A問題、B問題において、全て全国平均を100とした場合に、その100の数値を上回っております。一方、中学校におきましては、国語A、B、それぞれ98。数学A、Bそれぞれ97ということで、特に徹底反復で育成すべきA問題において、中学校のほうでは、残念ながら全国を100とした場合に、国語98、数学97ということで、その部分についての課題があるということで、ヒアリング等ではご指摘を受けたところでございます。

○兼本委員

先ほど、この中でコミュニティスクールに関しての意見がありましたが、私が2年ぐらい前にコミュニティスクール化はどうなってるのかと、考えておりますというような答弁いただいていたんですけど、その後の状況はどのようになっているのでしょうか。

○学校教育課長

現在、コミュニティスクールにおきましては、まず、高田小学校、それから八木山小学校、内野小学校に加えまして、筑穂中学校、それから小中一貫校颯田校ということで、年々その数はふえておるところでございます。本年度も、校長会におきまして、このコミュニティスクールの設置については各学校とも積極的に取り組みを指導しておるところでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

5ページのほうで、点検評価についてってところの(1)で、今回、事務の対象として、「教育施策要綱に掲げる主要施策を達成するために取り組んだ、主要事業を対象としています。」ということなんですけど、これは今回、評価を受けたのは、全ての事業ではなく、ある程度絞り込んだっていうふうな事業ということではないんですか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○永末委員

そうなりますと、そもそも評価を受ける事業というのはどういうふうを選ぶんですか。

○教育総務課長

この評価につきましては、毎年実施されておりますので、施策要綱の中で、事業を選んでおりますけども、なるべくそれがダブらないような形で、部内で選択する、部長が最終的に決定しておるわけですけども、そういうことで選択をさせていただいております。

○永末委員

となりますともう、要は、表見的にはどうかわかりませんが、回しているというか、ことしはこれ、来年度はこれ、昨年度はこれ、みたいな形で選別して行って回して行っているというふうな感じですかね。イメージとしては。

○教育総務課長

はい。そのとおりでございます。それで、タイミング的にどうしても、これは大事な事業とか、そういうことになれば、それは回すとかいう意識ではなくて、それを入れていくということで考えております。

○永末委員

今回の学校教育と社会教育でそれぞれ5事業ずつですかね、10事業ということなんですけど、全体の事務事業としては、何個あるんですか。

○教育総務課長

すみません、ちょっと今手元に資料ありませんけれども、相当数な数になりますので、これ

が何事業あるかというのは、ちょっとすみません、申し上げることができませんけども、相当数はございます。

○永末委員

ちょっとその総数がわからないとあれなんですけど、例えば一巡するまで何年ぐらいかかるものなのかなと。一巡という表現が正しいのかわかりませんが。例えば、それこそ千個とか千個とかはないかもしれませんが、千個ぐらいあれば、それこそ10事業ずつだったら相当な期間かかっちゃうのかなと思うんですけども。

○教育総務課長

先ほどの質問のご回答でございますけども、学校教育事業で66事業、それから社会教育事業で51事業ということでございまして、117事業がございまして、この中から選択をしているということでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次は、保留してありました「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」についてを議題といたします。質疑を許します。質疑はありますか。

○奥山委員

午前中の最後にもちょっと市長、副市長のほうに、お尋ねしたところがありますけども、ずっと午前中からかなりの委員の皆さんがそれぞれ質問されて、これが平成22年ですかね。22年から事業を起こして30年3月31日まで無償貸与賃借ということで、今回、約2年間にわたり、相手様といろんなやりとりをやりながら、最終的には29年9月14日に、再延長、延長のお願いということで市長宛てにいただいております。この中には、飯塚市の福祉行政を支えるために、今後5年間またさらに延長していただきたいと。そのもと資料となるのは先ほどいただきましたPLだったりBSありましたけども、これを見られて、やむを得ないという判断を決裁された副市長、市長がされたというふうに思います。先ほども今後5年間、どうなっていくか、この企業がということで、収益は二百数十万円しかないところ、BSを見ると、七百数十万円ありますねと。今後5年間でこれが1千万円になっていくのかなという推測はあるわけですけども、この事業をやっていかなければいけないし、この土地、建物を無償で借りて、それまた賃貸で20万円で貸していることの途中で頓挫するわけにはいきませんので、続けていただかなきゃいけないと思いますけれども。この内部留保の七百数十万円が今後5年間で1千万円とか、それ以上とかいったときにそのお金で、果たして5年後に買っていたらいいのかどうか、そういう担保取られているのかどうか。そこを取ってないとするれば、だれが責任を持って5年後には、しっかり買っていただくんではないかというお気持ちがあるのかなのか。それを見たところで、この印鑑を押されてると思います。副市長、市長もですね。そういう、私たち委員が今後5年間、何も無い、根拠もないんだけど5年間延ばしたいんだという話を当初、いろいろされて、課長も大変苦労された答弁をされておりましたけども、1人で悩む必要がないというでしょうけど、市の行政ですから、市全体で考えていただければと思いますけれども、今後5年間、これからもらう答弁をいただいて、しっかりやっていけるんだなという答弁をいただかないと、この判断、採決になると思いますけども、どういう判断を示しているのかわかりません。しっかり、そのところ、口頭で言っていただいて、私たちの判断材料となるような答弁を、副市長、市長のほうからいただければというふうに思いますが、これ最後になるかどうかかわかりませんが、よろしく願いいたします。

○副市長

昨日の質疑の中でも答弁させていただきましたけど、過去、北九州、福岡のほうに通所して

いたのが、筑豊に通所できるというようなことで設置していただいております。5年後の買い取りについては確約書等の検討も現在しておりますので、そういう中で、先方と5年後の確約について、また話し合いをしていきたいと考えております。

○奥山委員

副市長のほうから、新しいことをいただいて、5年後の買い取りについて確約書を相手様のほうに求めていくというお話ですけれども、それが確実であれば、それが一番いいんだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほども北九州、福岡というふうに、今回、10年ぐらい前、公明党が提案してでき上がったものでもありますので、なお拡大、拡充していただきたいというふうに思ひますし、そこは行政が曲げることなく、何かこう汚点が付くようなものではなくて、やっぱり市民の皆様にかうやって提供できるような、市民の皆様のおかげということできっかりやっていただければというふうに思ひますので、それだけ申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

副市長、ちょっときのうの答弁からの繰り返して申しわけないんですけど、ちょっと確認させていただきたいんですが、この株式会社は赤字決算ということだというお話でしたけれども、これは減価償却費を除くと、37万4千円毎年プラスなんですね。5年間で、減価償却が今回、平成27年度の見込みで37万4千円。現金として減価償却を除けば、実質黒字なんですよ。5年間で先ほど1千万円になるかという同僚議員のほうからありましたけど、ならないですよ。37万4千円を5年かけたとしても180万円ぐらいですか。ですから、900万円ちょっとくらいという形ですよ。ただそれ全部使ってしまうと、この逆にこの会社自体が存続できないんじゃないかということも考えるんですけども、例えばこの今、これだけの金額がまずあるとして、ちょっと先ほどからの答弁で私もちょっと不思議に思っただけですけど、この買い取り価格は原価ということと言われたけど、金額は提示してもらっていません。ただ、お隣の部分の金額を計算していくと、約1067万円ぐらいが売却金額になるのかなというところなんですよ。そうすると、例えば5年で賃貸したとして、この金額を考えると、月18万円ぐらいで、5年間で大体1080万円ぐらいなるんですかね。その半分ぐらいで行くと9万円。9万円で貸して最終的に5年後に500万円ぐらい残るんです、残が。500万円ぐらい買ってもらうということもできるんじゃないかと思うんですけども、それは案外、現実的ではないのかなというふうに私は考えるんですが、そのあたりの見解はどう思われますか。

○社会・障がい者福祉課長

まさに今、委員ご指摘の計算が成り立つわけでございますが、あくまでも私どもとしてはこの市有財産を必ず、この貸付期間終了後には、購入をしていただくというようなことで、当初、お約束をいたしておりますので、それ以外のことについては、昨日の答弁でも申し上げましたけれども、想定をしてなかったと。あくまでも購入を前提というふうなことで、買っていただくというようなことでございますので、これについては一点に尽きるというふうなことでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○森山委員

いろいろと今、委員長なり考える、だいたいここは1年に300万円ぐらい少しお金が残ってますよね。減価償却を出さなければ、だいたい今ちょっと計算しただけで、平均的に300万円前後、残しますかね。そういう中、私どもからすれば、これをなくすとかこうとか思っけていません。ただ、要するにこの会社が誠意を出していただきたいというのが本音です。

だからこれは悪いんですけど、私の個人的な考え方ですけど、3月31日までに間に合うような形で、なんらかの形でこういうものが出て、それなりのお金が残っておるわけですから、帳面上赤字です。現金は残っています。だから結局、そここのところの考え方を出していただければ、何も我々はこういう特別な施設でありますし、また飯塚市になればいけないということが一つと、もう少しこの2市1町で、どのような形でこの問題について、運営して協力体制をつくっていくかということもまた考えていただきたいと思っておりますので、できたらもう一つ、この会社の意気込みを、この5年間でこういう形でやっていきたいというものを一つ出していただければ、我々も納得して3月31日までに間に合うような形で、お願いできるような形で協力はさせていただきたいなというふうに、私自身思っておりますので、そここのところのお考えがあるのかないかちよっとお聞きしたいと思っております。

○副市長

本議会に提案させていただいております定住自立圏構想の議決案件で出させていただいておりますけれど、これについても、2市1町で定住自立圏計画、議決しながらこの圏域でやっていきたいと考えております。この中の、一緒にやっていくということで、この中でも協議をさせていただきたいと思っておりますし、その中で、運営会社している先方にも話し合いはしていきたいと考えております。

○森山委員

ということで、ぜひ一つ出していただくという形を、ここでたぶん厳しい状況であるけど、それなりに出していただいて、それは5年間、なかなか計画どおりいかないということはわかります。しかしそれなりに前向きの決意というものを出していただかないと、この委員会にしる、行政にしても、我々議会としてもなかなか認めにくい面があると思います。そして、また将来的にこのくらいお話ししとかんと、次のまた5年後、何年後、この問題が出たときにもこういうお話があって、こういった経緯の中で、5年間を進めてきたんですよっていうものもあると思うんですよ。そういうものをきちっと残していかないと、今後こういう問題が一回一回、5年後になるか3年後になるかわかりませんが、そこんところをやっぱり、この会社に対して出していただくのが筋じゃないかなと思っております。立場を置きかえれば。そこんところを業者としてでも、やっぱり協力いたしますんでそちらに努力のご協力もお願いしたいということを、ぜひ一つ、市長、強くお願いをしていただいて、出していただくことをお願いいたします。そして、その中で、私個人は、この継続的にこの会社を認めてもいいかなと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:52

再 開 13:54

委員会を再開いたします。

○市長

委員の皆様からは、この施設が地域の療育、そして福祉、行政にとって市民にとって必要があるので、ぜひ存続をさせたいと。しかしながら、今回、上程しております5年の延長後、その後、本当に大丈夫なのかと。この財務状況の資料を見た上でも、いろんなご指摘もいただいたところでございます。私ども、ご意見いただきながらそのとおりだというような認識も、また深めておりますので、この後必ず、療育振興プロジェクト、そして、特定非営利活動法人ピースと私どもとで、4月以降どのような運営をしていくのか。2市1町の自治体も含めた形で取り組み内容の充実と運営の健全化について、ご相談しながら、5年後までの契約を、先ほど副市長答弁しましたが、見通しが立つようにやっていこうと思っておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○森山委員

市長のおっしゃることわかるんですよね。ここに要するに所有貸し出しの契約の中で、5条の中に、本当は買っていただきたいというものがあって、それをこちら飲み込んで、前向きにぜひにと言いながら、向こうのほうは、そういう要望はしてあったんだろうと思いますけど、やっぱり、その将来性の絵図と言いますか、そういうのを出していただけないと、非常になかなかこれ、今第5条を無視してでも、いいですよ、頑張ってください。その中で、こっちもたぶん契約するにはこういうものは出してもらえなきゃ困るんですよと、たぶん言われたらろうと思います。当たり前のことですから。それがなかなかなされてないで、向こうが出さないから、私自身は何も行政には腹かいてるわけじゃないんですよ。その会社に対して、そのものが議会と行政をなめてるんじゃないかと言っているんです、私は。だからきょう、こういうような問題が出てきますよ。何もあなたたちが悪いと思ってませんよ、はっきり言って。ところが、これに対して、この契約に対しても気持ちよく飲んでるのにそこを出してこないから、なぜですかって言ってるわけです。じゃないと、この5年間誠意、僕らとしては、暫時休憩のときにぱっと計算したら、なんか知らんけど、これ外したら黒字じゃないって話なるわけよね。結局、減価償却を。帳面上は減価償却載せるだけであって、現金そのものは残ってるわけですよ。そういうものを含んだ中で、先ほど答弁されたが、経営が赤字だからとかこうとかいうことではなくして、もうちょっとさっきピーサスとか、そこのところとか市長が言われたとおり、やっぱりお話していただいて、やるということになれば、また考えも変えなければいけないでしょうけど、そこの決意が我々としては強く感じないものですから、また敢えて立って私は、こういうばからしい意見を言わせてもらっております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○城丸委員

我々が一番心配しているのは、今回、その契約書があったにもかかわらず、協定書があったにもかかわらず、そういう延長願が出て、また延長されたと。たぶん政治判断とか大きな判断でしょうけど、ただ5年後もそうなるんじゃないかと。今のこの決算書、簡単な決算書ですけど、これを見たらもうマイナスなってますよね、帳簿上は。ただ内部留保はちょっとふえていてみたいですけど。ただ5年後もまた同じことが起きるんじゃないかというのが非常に心配材料なんですよ。そこで我々が、要は、5年後を担保するというか、より強い形で、より拘束力の強い形で担保していただく。例えば先ほど副市長が答弁されたようにやっぱり、協定書よりも覚書よりも強い確約書とか、そういうのをしっかり取っていただいて、5年後はこういうことが起こらないようにするということなんか何かこう、そういうのが伝われば、我々も判断しやすいということだと思います。

○委員長

答弁はありますか。ないですか。

○副市長

先ほど、奥山副委員長の質問の際に答弁させていただきましたように、確約書ということで、先方とは十分協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○永末委員

私は今回の議案に関して、反対の立場から討論させていただきます。先ほど出していただきました資料等で質疑もさせていただきましたけども、参考資料のほうで、BS、貸借対照表上で、現金が積み上がっているという状況はわかりましたし、これがプラス数十万円のあれが出てますんで、いずれは、ある一定の金額に達するんだろうと思いますけども、それはあくまで、ちょっとこちらの推測でしかない状況ですので、一度、しっかりと相手側さんに確認していただきたいと思います、ここに関しましては。ですので、まず一旦、確認をとっていただきたいというのがまず一点ございます。

それともう一点は、先ほども申し上げましたけども、やはり同様の議案が出てきた際に、同様の議案といいますか、同じような状況にあるケースもあるのじゃなかろうかというふう思います。例えば期間を限って減免してる分とか、そういったことに関しましても、一定の影響が今回出てくるんじゃないかなとも思いますので、やはり一度、ちょっと今回に関してこういう措置をとるといふのであれば、そこは行政側としてしっかりと論理立てをしていただきたいと思います。そういった理由から今回、私、反対とさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○奥山委員

私はこの議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほど最後の質問をさせていただきましたが、市長を初め、副市長が相手様方に対して、強い気持ちも伺いましたし、確約書なるものを相手に求めていくということで、何とかこの5年間、6年目、次の5年間終了した際には、確実に購入いただくということですね。この5年間でまたいろいろな活動をされるだろうというふうに思いますけども、今回、そういう意味からも期待をさせていただきたいということで、賛成をいたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって本案は否決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。